

平成28年度
第 3 回

東大和市都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 1 月 3 0 日

東 大 和 市

平成28年度
第 3 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：平成29年1月30日（月）

午前10時～午前11時21分

場所：東大和市役所会議棟 第6会議室

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	木戸岡秀彦 委員
出	2番	小嶋哲夫 委員	欠	8番	藤木仁成 委員
出	3番	宮崎 晃 委員	出	9番	野崎俊幸 委員
欠	4番	松本暢子 委員	欠	10番	吹浦秀俊 委員
出	5番	二宮由子 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	杉本昌美 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
都市建設部長	内藤 峰雄	環境部長	田口 茂夫
都市計画課長	神山 尚	ごみ対策課長	松本 幹男
計画調整係長	関根 崇	小平村山大和衛生組合	
都市計画係長	各務 悟史	計画課長	伊藤 智
都市計画係	原口 力哉	参事	片山 敏
都市計画係	原島 哲司		

1. 議題

第1 会議録署名委員の指名について

第2 （仮称）3市共同資源物処理施設について（報告）

2. 傍聴者

7人

○（内藤都市建設部長） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、平成28年度第3回東大和市都市計画審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

会議の開会に先立ちまして、委員の出欠についてご報告を申し上げます。

本日の会議にあたりましては、松本委員、藤本委員、吹浦委員から欠席のご連絡をいただいております。したがって、本日は、定数12人に対し、9人の方のご出席をいただいております。東大和市都市計画審議会条例第7条の定足数に達していることをご報告申し上げます。

ここで、傍聴の申し出がありますので、ご報告をいたします。また、傍聴者に入室していただきますので、ご了承いただきたいと思います。

東大和市情報公開条例第30条及び東大和市都市計画審議会運営規則第11条により、会議は原則公開となっているものでございます。

会議の途中でも、傍聴の申し出があった場合には、随時入室していただきますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、入室していただきます。

（傍聴者 入室）

○（内藤都市建設部長） それでは、これ以降につきましては、会長に議事の進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○（会長） ただいまから、平成28年度第3回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会規則第12条第2項の規定により、12番、杉本委員をお願いいたします。

次に、日程第2「（仮称）3市共同資源物処理施設について」を報告いたします。

本件につきましては、あらかじめ関係職員を出席させていただいております。

それでは、報告をお願いいたします。

神山都市計画課長。

- （神山都市計画課長） それでは、ただいま議題となりました「（仮称）３市共同資源物処理施設について」、ご説明申し上げます。

最初に資料の確認をいたします。本日の資料は、事前に配付いたしました冊子「（仮称）３市共同資源物処理施設について」でございます。皆様お持ちでしょうか。よろしいですか。

それでは、説明いたします。

本件につきましては、前回、11月の当審議会におきまして、衛生組合から東大和市に対して、（仮称）３市共同資源物処理施設について都市計画決定を求める依頼があったことをご報告いたしました。今後、この依頼により、まちづくり条例に基づく住民説明等の手続を開始するにあたりまして、本日は事前に施設の内容等をご説明申し上げるものです。

表紙をおめくりください。目次がございます。全体は２章で構成されております。第１章は「都市計画に位置づけることについて」ですが、こちらは都市計画課が説明いたします。第２章は「（仮称）３市共同資源物処理施設について」ですが、こちらは衛生組合のほうで説明いたします。

それでは、１ページをお開きください。

第１章、都市計画に位置づけることについてでございます。

最初に、上から３行目、見出しの（１）「都市計画決定の法的根拠」でございます。

インデックスに資料１とございます。資料１に建築基準法等の条文を載せてございますので、こちらと併せてご覧いただければと思います。

１ページに戻りまして、ごみ処理施設は、一般的に周辺環境への影響が大

きい施設であるとともに、都市において必要不可欠な施設でありますことから、建築基準法第51条本文におきまして、1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設については、その位置を都市計画の視点から定めることが原則とされております。また、同条ただし書きにありますように、都市計画に定めることなく建築を可能とする方法もありますが、今回は、衛生組合からの依頼により、本文の規定に基づき都市計画決定しようとするものでございます。

見出しの（２）都市計画に定める事項でございます。都市施設として都市計画に定める事項は、都市計画法に、種類、名称、位置、区域及び面積の5項目と定められておりまして、定める内容につきましては、ご覧いただいております表のとおりでございます。

次に、見出しの「２ 市の都市計画との整合」であります。

２ページをお開きください。

一番上に、見出しの「（１）（仮称）３市共同資源物処理施設の位置」がございます。地図の中ほどの赤い線で囲まれた区域が本件ごみ処理施設の位置になります。当該施設は、玉川上水駅から東に約700メートルの距離にあり、市域南部の桜が丘地域に位置しております。

中段に「建設予定地の用途地域等」とありますが、建設予定地の用途地域は工業地域で、（仮称）３市共同資源物処理施設の用途に適合しております。建ぺい率等をご覧のとおりです。

次に、見出しの「（２）工業地域の街づくり」であります。

最初に、見出しの「① 工業地域の現状」でございます。

インデックスの資料２をお開きください。Ａ３横の資料になります。

資料２は、平成24年度の土地利用現況調査の結果を一部修正したものです。図面の下の方に建設予定地として旗揚げしている箇所が、本件処理施設の位置であります。また、図中の太い黒線が工業地域の区域であります。

左下の凡例をご覧ください。土地利用の現況として、建物を用途別に色分けしております。凡例の下から３段目、４段目は水色と青色に着色されております。この水色と青色が工場でございます。そのすぐ上に黄色の凡例があります。これがマンション等の集合住宅になります。

右側の凡例は、調査年次である平成24年度以降に行われた土地利用転換を示しております。凡例にあります番号と図面の中の番号が突合しております。例えば、凡例の①をご覧ください。これは宿泊・遊興施設とありますが、図面の建設予定地のすぐ北側に、①としてパチンコ店が立地しております。また、その上の②には給食センターが立地しております。

工業地域の区域を示す黒い太線の中を見渡しますと、中心を東西に走る都市計画道路である桜街道の北側には、青色の工場が広く立地しています。また、桜街道の南側には、黄色の集合住宅が多く立地しており、住工の複合市街地が形成されております。

2 ページにお戻りください。

下のほうになりますが、見出しの「② 上位計画の位置づけ」でございます。

この表は、工業地域が市の上位計画にどのように位置づいてきたのかを示すものでございます。第1次基本計画とその補正の時代には、共同住宅の規制等により、工業の純化を目指している記述がございます。

3 ページをご覧ください。

平成12年に策定した都市マスタープランでは、工場を積極的に維持していく地区や、多用途の混在を認める地区等の類型をとらえ、秩序を持った複合的な土地利用を目指すとしており、この基本的な考えは、改定後の現行の都市マスタープランに受け継がれております。

次に、見出しの「③ これまでの取組み」をご覧ください。

昭和50年代後半には都市化が進み、工業地域内の住工混在が進展しておりました。市といたしましては、宅地開発等指導要綱に基づく工業系施設の誘導など、操業環境の向上に努めるとともに、地区計画の策定を検討しましたが、合意形成が図れず、実現に至りませんでした。

その後、平成10年のモノレール開業などにより、共同住宅などへの土地利用転換が活発化する中、平成12年に策定した都市マスタープランの方針を踏まえ、住工など多様な都市機能の調和を図るための地区計画の策定について提案しましたが、合意形成が図れず、実現に至りませんでした。

なお、平成15年には、大規模工場跡地の土地利用転換に伴い、桜が丘二

丁目地区地区計画を都市計画決定し、良好な住環境を備えた複合市街地の形成を図っております。

この地区計画の区域であります。左側、2ページのカラーの地図をご覧ください。真ん中に黒い破線で囲まれた地区が、この地区計画の区域でございます。

右側の3ページにお戻りください。

下のほうにあります「④ 工業地域の今後の街づくりの方向」でございます。

4ページをお開きください。

上のほうにイメージ図がございます。

日照や採光、通風の確保など、良好な住環境を維持するための手法の一つといたしまして、建物の高さを制限する方法がございます。建物の高さ制限といたしましては、北側の隣地境界線から立ち上がる斜線によって制限する北側斜線制限や建物が隣地に落とす影の状況によって制限する日影規制などがありますが、このいずれも工業地域においては適用されません。したがって、工業地域は、建物の設計の自由度が高い地域であると言えます。

イメージ図の右側をご覧ください。

工業地域から住居系の用途地域に変更した場合、北側斜線制限や日影規制などの制限が加わります。このため、建替えにあたりましては、同規模の建物が建築できなくなることから、用途変更について地権者の理解を得ることは困難であると考えております。

また、良好な企業活動は、生産人口の定住促進、雇用の創出、市税の確保など、将来に向けて市の活力の源となります。

以上のことを踏まえまして、今後につきましては、住宅と工業が共存できる複合市街地として、地区計画の活用を含め、都市マスタープランの街づくり方針に基づく検討が必要と考えております。

次に、「(3) 都市マスタープランにおける位置づけ」であります。

都市マスタープランの124ページには、「給食センターの建設や3市共同資源物処理施設の建設計画があり、周辺環境への配慮を図ります。」と記載しております。

また、インデックスの資料3をご覧ください。

桜が丘地域の街づくり方針図でございます。赤い矢印のとおり、本件計画地に資源物処理施設を位置づけております。

最後に、今後のスケジュールでございます。

インデックスの資料4をお開きください。

都市計画決定のスケジュールを現時点の予定としてお示しするものであり、多少前後する場合もございます。

今後につきましては、街づくり条例の規定に基づきまして、素案の作成、都市計画原案の作成、都市計画案の作成と進み、それぞれのタイミングで住民説明等を行い、ご意見を伺います。また、その結果を本審議会において適宜ご報告申し上げる予定でございます。その上で、東京都との協議を行った後、本審議会に諮問させていただき、本年11月の都市計画決定を予定しております。

第1章の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 伊藤計画課長。

○（伊藤計画課長） 小平・村山・大和衛生組合計画課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから、「第2章（仮称）3市共同資源物処理施設について」をご説明させていただきます。

ページでいきますと、5ページからになりますので、そちらをご覧くださいければと思います。

1の「施設の必要性について」でございます。

現在、小平市、武蔵村山市及び東大和市の3市（以下「3市」という。）は、それぞれの資源化基準により、廃棄物の分別収集を進めておりますが、基準の不一致により、小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）に搬入される廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが

生じております。

また、3市のリサイクル処理は、それぞれ個別の施設で実施している非効率な状況にあるとともに、施設の老朽化や処理能力の不足など、施設そのものに課題を抱え、組合においては、粗大ごみ処理施設が、老朽化とともにシステムの旧式化により、ごみ焼却施設と併せて、その更新が課題となっております。

3市の廃棄物を将来にわたり安定的に処理していくためには、今後のごみ処理について、リサイクルをより推進させ、焼却するごみ量を減少させていくことが必要となることから、3市と組合の4団体は、平成15年度から3市共同資源化事業に取り組んでおります。

3市共同資源化事業は、ソフト面の事業として「3市の資源化基準の統一」を図ること、ハード面の事業では「（仮称）3市共同資源物処理施設の整備」や「老朽化した粗大ごみ処理施設の更新」を一体として進めていくものでございます。

本件の（仮称）3市共同資源物処理施設は、3市の資源化基準の統一により更なるリサイクルの推進を担うものであり、循環型社会の構築に向けて、必要不可欠な施設でございます。

（仮称）3市共同資源物処理施設は、廃棄物処理の下流側になる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」、さらには「（仮称）新ごみ焼却施設」の処理量の縮小に大きく寄与することとなり、これら3市地域の廃棄物処理システム全体の再構築に向けた第一段階として、4団体が一体となって整備を進めているものでございます。

なお、廃棄物（資源を含む）の処理責任は自治体にあることから、民間委託では日々排出される廃棄物の継続的かつ安定した処理には不安が残るため、本施設は公設で設置するものでございます。

6 ページをご覧ください。

こちらの上段の表につきましては、循環型社会の構築に向けた3市共同資源化事業の内容と（仮称）3市共同資源物処理施設の整備の関係をあらわしたものでございます。

先ほど申し上げましたように、（仮称）3市共同資源物処理施設は、3市の資源化基準の統一により更なるリサイクルの推進を担う施設の位置づけにありまして、本件施設の整備により、焼却ごみ量等の減少に寄与し、コ

ンパクトな施設更新が可能になるものでございます。

今後整備を控えております（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新では、現在の施設処理能力日量75トンに対しまして、整備計画との比較で日量41トンの減、また、（仮称）新ごみ焼却施設にありましては、現在の施設処理能力日量360トンに対しまして、日量117トンの減が見込めるものでございます。

また、（仮称）新ごみ焼却施設の更新にあつては、現在の小平市中島町で行うことを基本に進めておりますが、更新後の施設では、発電設備を備えた高効率の施設にしていく必要から、建物規模が大きくなるものでございます。しかし、敷地面積には限りがありますので、3市地域の廃棄物処理システムを再構築していくためには、上流側の施設整備が求められまして、（仮称）3市共同資源物処理施設の果たす役割は大変重要なものになります。

ページ中央の「2 事業検討の主な経過」ということで、6ページから8ページまでの間、平成15年度からの経過を記載させていただきました。

9ページをご覧ください。

「3 施設周辺住民との協議経過」でございます。

施設周辺住民との協議につきましては、平成25年12月18日と平成26年1月27日の準備会を経まして、平成26年2月12日から、「3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会」を立ち上げさせていただきまして、現在はほぼ月1回のペースで協議を行っております。

この協議会の対象団体及び参加団体につきましては、事業用地から半径800メートル以内の自治会・マンション管理組合と、一定の人数を有する団体などを対象としております。800メートルの根拠でございますが、周辺地域住民の方々のご意見を反映させていただいたものでございます。

協議会の構成につきましては、対象団体44団体のうち名簿を提出いただいておりますのは20団体33名ということになっております。

各団体につきましては、代表者と専任者の2名までのお名前を頂戴している状況でございます。

なお、現在の状況でございますが、出席状況としまして、12団体から13

団体の参加というような状況になっております。

10ページの協議会の開催経過でございますが、本編には開催状況の日にちのみの表としております。詳細につきましては、資料、インデックスの5を後ほどご覧になっていただければということでこちらにお示しさせていただきますいております。

11ページをご覧ください。

協議会につきましては、先ほどお話をいただきました半径800メートルのエリア内でご参加いただいていない団体もございます。私どもといたしましても、いつでも協議会に参加できるということをアナウンスするとともに、（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画や（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画の策定の際に、不参加団体の代表者等に情報提供を行いまして、この事業に対するご意見を伺っております。そうした中では、特に事業に対する反対の声はいただいていないという状況でございます。

12ページをご覧ください。

ここでは、3市市民への説明会等の開催状況について示してございます。こちら、先ほどと同様、インデックスの資料5に詳しく書いてございますので、ご覧いただければと思います。

13ページをご覧ください。

「5 周辺環境に与える影響及び対策」でございます。

（1）生活環境影響調査でございます。

周辺環境に与える影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施しました「生活環境影響調査」により評価を行っております。

生活環境影響調査は、事業の計画段階で、本施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査いたしまして、その結果に基づきまして、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討し、施設の計画をつくり上げていこうとするものでございます。

生活環境影響調査の項目につきましては、国が示す「廃棄物処理施設生活

環境影響調査指針」に示された項目に加えまして、周辺地域住民から揮発性有機化合物（VOC）の漏えいによる健康被害を懸念するご意見がありましたことから、大気質の調査にこの項目を加えて行いました。

環境保全目標は、法令等に定められた基準以下を設定するとともに、揮発性有機化合物（VOC）につきましては、現段階の技術水準で達成可能な値を設定いたしました。

評価につきましては、予測結果が環境保全目標を達成できることを確認することで行いまして、本施設に係る生活環境影響調査は、平成26年3月から平成28年7月の間で行いまして、平成28年7月14日に告示を行いまして、平成28年7月15日から平成28年8月15日の間に縦覧を行いまして、それと併せまして、生活環境の保全上の見地からということで意見書の提出を受けました。これに基づきまして、平成28年10月17日には見解書を公表させていただいております。

13ページの中段、①の調査項目及び選定理由でございます。

ア 大気質（施設の稼働に伴う揮発性有機化合物（VOC））でございます。

本施設は、大気汚染防止法上の規制対象施設とはなっておりませんが、協議会等におきまして揮発性有機化合物（VOC）への健康被害を懸念するご意見がありましたので、調査項目に加えさせていただきました。

イ 大気質（廃棄物運搬車両の走行）

本施設においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の発生が考えられることから、調査項目といたしました。

ウ 騒音・振動（施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行）でございます。

本施設においては、選別及び圧縮梱包の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動の発生が考えられることから、調査項目といたしました。

エ 悪臭（施設からの悪臭の漏えい）でございます。

本施設においては、選別及び圧縮梱包施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられることから、施設の稼働に伴う悪臭を調査項目としました。

オの交通量（廃棄物運搬車両の走行）でございます。

本施設においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い交通量が増加することから、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響割合を把握する目的で、交通量を調査項目といたしました。

続きまして、14ページをご覧ください。

②の環境保全目標の設定でございます。

ア 大気質

（ア）揮発性有機化合物（VOC）でございます。

本施設について、大気質に係る排出基準はございませんが、「環境基本法に基づくベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（環境基準）」及び「国において設定されている室内濃度指針値（室内濃度指針）」等を環境保全目標値に定めました。この表に関しましては、項目に対する環境保全目標を示しております。

15ページをご覧ください。

（イ）沿道大気質につきましては、表のとおり項目と環境保全目標を示しております。

イ 騒音です。

表のとおり、敷地境界線におきまして、「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準に関する告示（平成24年3月31日東大和市告示第30号）」を順守するだけでなく、施設が稼働する時間帯においては、より厳しい環境保全目標を設定いたしました。

目安なのですが、騒音に関するdBにつきまして、50dBは家庭用空調機の室外機の音で、60dBがデパートの店内ぐらいの音と言われております。

ウの振動でございます。

表のとおり、敷地境界線におきまして、「振動規制法の規定に基づく指定工場等の規制基準に関する告示（平成24年3月31日東大和市告示第34

号)」を順守するだけでなく、施設が稼働する時間帯においては、より厳しい環境保全目標を設定いたしました。

こちらの目安なのですが、振動における d B につきましては、55～65dB が「屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度」、55dB 以下につきましては、「人が揺れを感じない」と言われているものでございます。

16ページをご覧ください。

エの悪臭でございます。

表のとおり、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準に関する告示（平成24年3月31日東大和市告示第37号）」を順守するだけでなく、敷地境界線においては、より厳しい環境保全目標を設定いたしました。

こちらの環境保全目標の臭気指数10というのは、梅の花の香りというように言われていますし、臭気指数25とは線香やしょうゆの香り、臭気指数30というのは、ガソリンの給油時の臭いやたばこの臭いと一般的に言われているものでございます。

オの交通量につきまして、
施設の操業に伴う交通量は、こちらの表に示す環境保全目標を満足するものとしたしました。

17ページをご覧ください。

③の生活環境影響調査の結果でございます。

ア 大気質

（ア）で、施設操業に伴う揮発性有機化合物（VOC）につきましては、それぞれ物質名に対する、「環境保全目標」「予測値」「現況値（最大値）」を記載させていただいております。

ここで示しております予測値につきましては、「小平市のリサイクルセンター」及び文献資料といたしまして、「環境化学Vol.19 容器包装プラスチックの圧縮梱包施設における化学物質の排出実態 神奈川県環境化学センター」のうち悪条件側としての最も高い数値に対する80%除去後の数値でございます。

現況値（最大値）でございますが、こちらは現在稼働中の東大和市暫定リサイクルセンターにおける敷地境界線でのデータを示しております。

（イ）廃棄物運搬車両の走行による沿道大気につきましては、

二酸化窒素（ NO_2 ）と浮遊粒子物質（SPM）に対します、環境保全目標、最大着地濃度、現況値の数値を示しております。

18ページをご覧ください。

イ 騒音、ウ 振動でございます。

それぞれの表におきまして、「環境保全目標」「予測値」「現況値（最大値）」の数値を示しております。

エの悪臭でございます。

こちらの予測は、定性的予測といたしましたが、計画施設の構造及び設備により臭気の漏えいが少なく、臭いを含む室内大気は、脱臭処理後、施設外へ排出されることから、適格な脱臭が可能と考えられるため、環境保全目標である敷地境界での臭気指数10以下は満足できるものと考えられます。

オの交通量についてでございます。

こちらの数値につきましては、3市の搬入車両が集中する調査地点（事業用地北西側）における数値を示しております。

搬入車の混入率が最大となる時間帯につきましては、11時から12時の時間帯でございます。混入率といたしますと、14.7%という結果が出ております。

19ページをご覧ください。

（2）生活環境影響調査書に基づく総合的な評価と対策でございます。

① 現状把握、予測、影響の分析を整理した結果、四角の枠内にありますように、計画施設の稼働が周辺に及ぼす影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できるものと評価いたします。

② 施設の操業に伴う対策についてでございます。

ア 大気質（VOC）対策でございます。

予測では、微量のVOCについては活性炭吸着法で除去できることから、施設の設計にあたっては、集じん器後に活性炭吸着塔を設けてVOCの除去を行い施設外への拡散を防止いたします。

イ 騒音対策でございます。

騒音対策としまして、騒音発生機器を各居室に収めるほか、機器を設置する居室につきましては吸音材等を使用して施工いたします。

ウ 振動対策

振動対策といたしまして、振動を発する機器を設置する箇所は独立基礎等にするにより、施設基礎部に振動の伝播がしづらい構造といたします。

エ 悪臭対策

悪臭対策としまして、脱臭設備として活性炭吸着塔を設置し、臭気捕集を行いまして、施設外への拡散を防止いたします。

また、プラットホーム出入口扉にエアカーテンを設置いたしまして、臭気の漏えいを防止いたします。

③ 維持管理上の対策につきましては、

ア 廃棄物運搬車両に係る大気質、騒音、振動及び交通量対策といたしまして

特定の曜日に搬入車両が集中することを避けるなど、計画的な搬入を行うほか、搬入車両に対しましては、法定速度の厳守、空ぶかしの防止等を励行いたします。

イの施設の操業に伴う悪臭対策でございます。

臭気の漏えいを防止するため、必要時以外には開口部を開放しないことといたします。

20ページをご覧ください。

(3) の交通処理計画についてでございます。

(仮称) 3市共同資源物処理施設につきましては、小平市、武蔵村山市及び東大和市の3市から、資源物(容リプラ及びペットボトル)が収集車両により搬入されます。

また、当該施設に搬入された資源物は、選別・圧縮梱包後に再資源化事業者まで搬出されることになるとともに、選別後の残さにつきましては、組合に搬入されることになります。

したがって、当該施設の設置に伴い、廃棄物運搬車両の増加がもたらす影響割合を把握した上で、必要に応じた対策を講じる必要がございます。

なお、搬入車両の影響割合の把握等につきましては、先ほどお話いたしました「5(1)生活環境影響調査」において実施いたしました。調査地点につきましては図-1のとおりでございます。

21ページをご覧ください。

① 予測条件についてでございます。

ア 搬入車両

搬入車両につきましては、2トン～4トンのパッカー車といたします。

イの搬入時間

3市とも、施設稼働時間内の午前9時～午後5時の間に分散して搬入するものといたします。

ウ 収集体制

搬入車両の平準化を図りつつ、収集頻度については容リプラ、ペットボトルとも週1回収集するものといたします。

エの計画搬入車両台数です。

施設の稼働予定年度であります平成31年度における3市の容リプラとペ

ットボトルの年間排出予測量から上記ア～ウの条件で試算した結果、週間搬入台数は延べ319台程度となります。

この台数をもとに、搬入車両台数の平準化を考慮して試算した結果、搬入車両につきましては1日当たり最少で52台、最大で69台、平均いたしますと64台程度となります。

なお、1台につき、入場時と退場時の2回通行するため、2倍の台数で予測を行っております。

②の予測地点でございます。

予測地点は、図－1の調査地点の表－2のと通りの地点といたしました。こちらでそれぞれ調査地点が1、5、6、7ということで記載させていただいております。

22ページをご覧ください。

③の予測結果でございます。

表－3 各予測地点の搬入車両想定台数と搬入車混入率において、それぞれの調査地点の数値を示しております。

23ページをご覧ください。

ここでは、それぞれの調査地点における結果を説明させていただきます。

アの調査地点①でございます。

11時～12時の搬入車両の混入率が高くなり、交通量の14.7%、搬入車両の台数としまして24台の混入率となります。また、交通量に対する混入率の増加は、同時時間帯の搬入車両台数が比較的多いのに対しまして、一般交通量が低いことに起因すると考えられます。

イの調査地点⑤です。

11時～12時及び14時～15時の搬入車両の混入率が高くなりまして、交通量の0.7%、搬入車両台数につきましては、11時～12時が5台、14時～15時が6台の混入率となりました。

ウの調査地点⑥でございます。

14時～15時の搬入車両の混入率が高くなりまして、交通量の2.3%、搬入車両台数としますと17台の混入率となりました。

エの調査地点⑦でございます。

10時～11時の搬入車両の混入率が高くなりまして、交通量の2.1%、搬入車両台数としましては6台の混入率となりました。

④の影響の分析でございます。

ア 影響の分析方法

影響の分析方法は、予測結果と事前に設定した環境保全目標との比較により行いました。

イ 影響の分析結果

予測地点ごとの廃棄物運搬車両の搬入車両混入率は、桜街道や富士見通りでは、各市からの搬入車両の混入であることから、時間帯ごとの搬入車両台数が一般交通量に対して少なく、混入率も低いということでございますが、3市の搬入車両が集中する調査地点①では、搬入車両混入率が14.7%、台数としましては、24台ということになります。

この地点では、同時時間帯の一般車両の交通量が少ないことから、搬入車両の混入率が高くなる傾向があるものと考えられ、いずれも周辺交通量に与える影響は軽微であり、環境保全目標は達成できるものと考えられます。

⑤の搬入車両の分散化でございます。

予測の結果、搬入車両の混入による周辺交通量に与える影響は軽微であると考えられますが、各市の収集エリアによっては他のルートについても活用いたしまして、通行車両の更なる分散化も検討いたします。

⑥の通学路・歩行者への安全対策でございます。

3市が施設への搬入に使用する道路は、一部、通学路に指定されておりますが、搬入時間を午前8時30分以降からとすることにより、登校時の児童への影響は軽微であると考えられます。

なお、施設周辺の道路には歩道が設置されており、また、信号機や横断歩道も適切に配置されていると考えられることにより、下校時の児童及び一般歩行者への影響は軽微であると考えられますが、搬入車両につきましては、法定速度の厳守等、交通安全対策を徹底させることといたします。

⑦の搬出車両が周辺交通量に与える影響でございます。

搬出車両につきましては、容リプラ及びペットボトルの梱包品を再資源化事業者へ運搬する車両及び選別により出た残さを組合へ運搬する車両がございます。

再資源化事業者は、毎年入札で決定するため具体的な搬出先は現在未定でございますが、資源の排出車両は1日当たり10トントラック1～2台程度で、選別残さの搬出車両は1日当たり10トントラック1台程度でございます。

そのため、搬出車両が周辺交通量に与える影響は軽微であると考えます。

また、搬入車両と同様に法定速度の厳守等、交通安全対策を徹底させます。

⑧ その他の交通安全対策等でございます。

敷地内の計量機の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な待機スペースを確保することにより、収集車両の公道待機の発生を防止いたしまして、一般車両の通行を阻害しないようにいたします。

また、施設からの車両出口に回転灯を設け、歩行者及び通行車両に注意喚起する等、施設設置に伴う周辺交通環境に与える影響をより軽微なものとする対策を講じます。

25ページをご覧ください。

こちらでは、6番としまして、施設の概要（仮契約時の設計）を示させていただきます。

（1）の施設の概要につきましては、

本工事は、性能（設計・施工）発注方式であるため、施設の詳細は実施設計段階となります。現在、プラントメーカーにおいて設計作業中でございますので、ここでは仮契約時の概要をお示しさせていただきたいと思いま

す。

なお、性能発注方式とは、廃棄物処理施設の整備工事では一般的な発注方式でございまして、発注者が満たすべき要件や性能水準を規定して設計と施工を一括で発注する方式でございます。

こちらの表は施設の概要という形でお示しさせていただいております。

施設の設置者の氏名及び住所ということで、小平・村山・大和衛生組合、管理者。あとは、住所といたしまして東京都小平市中島町２番１号。施設の建設場所といたしまして、東京都東大和市桜が丘２丁目122番地の２他６筆。

設置する施設の種類の、マテリアルリサイクル（容器包装リサイクル）の推進施設でございます。

中段の施設の能力ですが、日量で23トン、その他プラスチック製容器包装が日量で17トン、ペットボトルが日量で６トンでございます。

ちょっと飛ばしまして、建物の概要といたしましては、建物の最高高さは、仮契約の設計ではございますが、22メートル以下。建築面積につきましては、2,350平方メートル。延床面積につきましては、約3,740平方メートル。こちらは仮契約時のメーカーの設計値でございますが、このような形で示されております。

工期につきましては、平成29年１月24日から平成31年２月28日までということで、事業費は25億4,318万4,000円ということでございます。

なお、こちらは仮契約ということでお話をさせていただいたんですが、先日の１月20日に衛生組合の議会がございまして、業者はご承認いただいております。

業者名につきましてはメタウォーター株式会社営業本部東京営業部で、こちらの業者で議決をいただき、契約をしたという状況でございまして、詳細設計等については、今後メーカー側と協議をして進めていくという形になります。

以降の26ページから28ページにつきましては、建設場所の案内図、現況図、施設全体配置図を示させていただいております。

最後に、29ページでございますが、（仮称）3市共同資源物処理施設整備スケジュールについてお示しさせていただいております。

先ほども申し上げましたが、施設の稼働といたしましては、平成31年4月からを予定しております。

実際の施設の建設に関しましては、都市計画決定をいただいた後に、建築確認の申請を行いまして、許可をいただいた上で進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○（会長） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

はい。

○（委員） 説明、ありがとうございました。

今回はこの形で3市共同資源化事業の資料を提供いただきましたけれども、資料の要求をさせていただきたいと思います。

平成25年1月8日に開催された3市市長組合管理会議でも、3市共同資源化事業に関する協議事項確認書というものが交わされております。当審議会においてこの確認資料を配付した上で、この資料だけでは不足しているのではないかなと私は思っております。そういった意味で、この資料をぜひ配付していただきたい。

現時点での報告、今回報告ということですがけれども、この資料は根本となる資料だと思いますので、ぜひ資料の提供をお願いしたいと思います。

あと何点かあるんですけれども、まとめてよろしいですか。

○（会長） よろしいです。どうぞ。

○（委員） あと、この審議会の皆様には今お話しした資料の提供はされていませんけれども、この基本事項に根本的なことがありまして、想定地の地域住民の理解を得るということが一番基本にあります。これを前提として事業を進めるという項目がございます。この資料にも幾つか条件が出ております。

私も一昨年から地域連絡協議会を傍聴させていただいておりますし、組合議会も傍聴させていただいておりますけれども、その出席団体が到底理解を得ている状況にないということを、私、傍聴していています。また、組合議会もそうですけれども、組合議会でも様々な議論がされていく中で、賛否が拮抗している状況にある、今回の3市共同に関して。

このような現状の中で、審議会でこの資料だけで、どちらかというと建設ありきになっているように私は思えてなりません。そういった意味では、この連絡協議会でもこういう事項が報告されているということは示されておりますけれども、一番大事な前提となる地域住民の意見とか、課題、問題点を明記した上で、十分な情報をこの審議会に提供していただきたいと思っています。

あと、先ほど聞いた上で何点か質問があるんですけども、神山課長が先ほど説明した資料2のところで、一部修正をしたということですけども、一部修正ってどこなのかということです。

あと、資料4、これを進めていく上で、都市計画審議会では素案作成ということで懇談会の開催ということになっています。懇談会のメンバーはどういうメンバーなのか、どういうふうにされるのかと。

あと、審議会のメンバーでもこの資料を見て計画どおりになっているんだなと思われる方も当然いらっしゃると思います。そういった意味では、毎月地域の連絡協議会が行われておりますので、ぜひ協議会の日程とかを審議会のほうに明示して、できれば傍聴していただくと状況がわかるのではないかなと思いますので、その点をよろしくお願いしたいと思っています。

以上です。

○（会長） ただいまの質疑について、事務局から説明をお願いいたします。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） それでは、後段のほうのご質疑をいただきましたので、こちらからお答えしたいと思います。

資料2のA3のカラーの紙ですけども、一部修正というか、一部加筆をかけております。どこをかけたかと言いますと、右側の下に「その後の主な土地利用転換」という凡例がございます。一番下に資料として「平成24

年度土地利用現況調査」とありますが、この原本はもともとは平成24年度の状況でした。その後、今日に至るまで土地利用の転換があったものを上乘せで加筆してあると。その部分が修正ということで、どういうものを加筆したかというのが、右側にあります凡例でございまして、①から⑬までありますけれども、該当するもので新たに加わった施設をこの地図の中に丸つきの番号で落としているというところでございます。

それから、資料4のスケジュールの関係でご質疑をいただきました。資料4の左側に「【素案】作成」というのがありまして、その下に吹き出しで「・懇談会開催」とございます。これは、街づくり条例の規定に基づきまして、都市計画の原案をつくる前には、地域の住民の皆様、市民の皆様の説明なり懇談をして、意見をいただいてから、都市計画の原案を作成するという規定がございます。それに基づきまして開催するものでして、市報とかホームページで開催の日時・場所をお知らせいたしまして、市民の方であればどなたでも参加できるという性質のものでございます。

資料要求の件はちょっとお待ちください。

○（会長） 松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長） ただいま委員のほうからお話ございました資料要求につきましては、正式名称が「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」となっております。こちらの確認書につきましては、平成25年1月8日と同じく平成25年11月29日の2回、3市市長と組合管理者の4団体で結ばれております。

また、こちらの確認書2回分につきましては、現在、衛生組合のホームページ上で公表されております。したがって、そちらでの閲覧も可能ではありますが、今、委員のほうから各委員に配付というお話がございましたので、そちらについてこちらのほうでお諮りいただいた後に、提出ということであれば、次回、私ども事務局のほうで資料をご用意させていただきたいと思っております。

2点目の基本事項確認書の中で記載されている「住民理解を得て事業を進めていく」、こちらの関係でございますが、当初、25年1月8日の1回目に交わしました確認書におきまして、住民の理解を得るために私ども組織市と衛生組合の4団体が一致した行動をとっていくということで、事業の積極的な説明を行いまして、住民理解を得ていくために、地域住民への説明を行うということで結んだものでございます。

その後、3市市民を対象に説明会を実施したわけですが、こういった施設でございますので、周辺住民の方から健康被害の不安や施設建設の反対というような声もございました。したがって、説明会等を重ねていった結果、私ども3市と組合の中で設けております3市共同資源化事業の推進本部の会議におきまして、平成25年7月に「事業の今後について」ということで報告をまとめてございます。

この報告の中で、こちらの事業はあくまでも資源物処理施設の建設だけで終わるものではございませんで、先ほど配付いたしました説明資料の6ページの上段にございますように、最終的には「新ごみ焼却施設の更新」まで視野に入れた事業となっている関係から、施設の必要性を私ども組織市と組合はもっと丁寧に説明を重ねていく必要があるとまとめてございます。

その後、平成25年11月29日、2回目となります確認書を3市と組合で結びました。こちらの中身におきまして、地域住民を含めまして、3市全域にわたっての説明を継続して行うこと、また、その際には住民が参画できる枠組みを早急に確立するという事で、合意をいたしました。その翌年から、先ほど委員がおっしゃられました地域住民との懇談会を設置いたしまして、現在、特に施設に近い住民の方へ説明を行っている状況でございます。

長くなりましたが、以上です。

○（会長） 片山参事。

○（片山参事） 地域連絡協議会という話が委員からございましたので、もう一度、重なりますけれども、状況を報告させていただきたいと思います。

周辺地域との協議の場として、3市共同資源物処理施設の地域連絡協議会を設置させていただいております。先ほども申し上げましたけれども、構成は、施設から800メートルの範囲、対象団体は44団体でございます。44団体の自治会・マンション管理組合を対象としておりますけれども、現在の参加団体は20団体、全体の45%、不参加団体が24団体、55%でございます。

住民理解ということを委員のほうからいただきましたけれども、このような廃棄物処理施設におきましては、建設についての理解を全ての住民の方から得ることは難しい状況でございます。参加していただいている団体の方々にとっては、施設に対し不安や反対の意見をお持ちの方が多いと考えているところでございます。

しかしながら、地域連絡協議の中では強い反対の意見もありますけれども、必要な施設として建てるならよい施設をとという意見もございます。反対意見、建てるならよい施設という意見に分かれている状況でございます。対象団体のうち参加していない団体が22団体ございますけれども、賛成や反対をしないという意見もあります。

さらに、3市共同資源物処理施設の整備の実施計画をつくったわけでございますけれども、対象団体に配付いたしまして、事業の推進について説明をいたしました。この際にもご意見等をいただくよう連絡をいたしましたけれども、本日現在特に意見はないという状況でございます。

以上でございます。

- （会長） 3市共同資源物事業に関する基本事項確認書についての資料要求がありました。

ここで、皆様にお諮りいたします。

本件の資料要求に対し、いかが取り計らいましょうか。

- （委員） 公表されている資料であるようでしたらば、委員会の皆さんに提出していただいて。皆さん意思の疎通が必要ということで、資料要求を承諾していただきたいです。

- （会長） 資料要求を可とする意見をいただきました。

要求のありました資料につきましては、次回の当審議会において資料として提出することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （会長） ほかに質疑があれば、承ります。

どうぞ。

- （委員） 一点だけ。協議会の日程を審議会の皆さんにお出しいただいて。実際、今知らないと思いますので、できれば傍聴等に参加していただければなど。

- （会長） 伊藤計画課長。

- （伊藤計画課長） 今、地域連絡協議会の日程の件でお話をいただきました。今年度分の日程は決まっております。今のルールでいきますと、基本的に月の第2土曜日に桜が丘市民センターという形になっております。今年度分といたしましては、2月と3月がございまして、日程としましては、2月18日、土曜日、夕方6時半から桜が丘市民センターの予定です。あと、3月は、3月11日の同じく6時半から桜が丘市民センターという予定となっております。

なお、4月以降はまだ決まっていないので、この場ではお伝えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

- （会長） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ。

- （委員） 参考で伺いたいんですけれども、資料の7ページの平成23年度から24年度までのところで、（2）の共同処理対象（6品目）を2品目に変更するとありますね。私もあそこに行ったことがあるんですけれども、いろいろ品目があるんじゃないかと思うんですが、ほかの4品目はどこで。ペットボトル以外は、ガラス瓶とかいろいろありますよね、そういう処理はどうなってしまうのでしょうか。

- （会長） 松本ごみ対策課長。

- （松本ごみ対策課長） 共同処理品目は今回2品目となっておりますので、今、委員からお話がございましたそれ以外の空き瓶・空き缶といったものにつきましては、民間事業者を活用した中で進めていこうということで、現在最終調整を図っております。

本来であればもっと早い時期にご報告ができればよかったと思っていますところですが、今、最終段階ということで、できれば近い審議会の中でご報告ができるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- （会長） ほかに質疑はございませんか。

- （委員） 先ほど片山参事のほうから「前回の審議会でも住民の理解」というお話を聞きましたけれども、この資料を見ると経過でこういうことを行ったということのみで終わっている部分がありますので、地域住民の理解を深め

るためには、現状の課題とか問題点というのはどういう意見が出ているのかというのは明記して、審議会の皆様にもお知らせすべきではないかなと。

○（会長） 松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長） ただいまいただきましたご意見につきましては、私ども内部的に資料をまとめて、次回確認書の提出がございますので、そのときに併せて行えればと考えております。

以上です。

○（会長） ほかに質疑はございませんか。

○（委員） 先ほどの口頭での説明なんですが、建設業者、1月20日、議会に説明して承認されたと。会社名メタウォーター株式会社と契約したというんですが、このメタウォーター株式会社というのはどういう会社で、実績がどのぐらいあるのか教えてください。

○（会長） 田口環境部長。

○（田口環境部長） メタウォーターという会社につきましては、小平・村山・大和衛生組合で現在の粗大ごみ処理施設を建設し、また運用も行っている会社でございます。

また、3市共同資源物処理施設と同様な施設の建設実績といたしましては、八王子にございます八王子資源化センターというところを建設していると、近隣でということでございますけれども。基本的にはそういった形でごみ関係の施設を建設している業者であり、また、その内部の機材も担当しているというふうな企業でございます。

以上です。

○（委員） 倒産するようなあれはどうなんでしょうか。

○（会長） 松本ごみ対策課長。

○（松本ごみ対策課長） 重なる部分もございますが、現在、衛生組合の粗大ごみ処理施設につきましては、昭和50年代に建設した施設でございます。今、その運転委託も併せて、その子会社でやっているという状況にございま

す。

また、先ほどご説明しましたように、同じ多摩地区では類似施設ということで、八王子の資源化センターの建設等を行っております。また、他の実績ということでは、全国的に事業を展開しているということでございます。

また、このメタウォーター株式会社の旧社名は栗本鉄工でございます。したがって、委員の皆様もある程度聞いたことのある会社ではないかと考えております。ただ、社名変更したことで、「メタウォーター」と片仮名になってしまったので、ちょっと聞き慣れないということでございますが。そういう状況もございますが、会社としては一定の規模を有している会社でございますので、倒産につきましては、現在のところは大丈夫ではないかと考えております。

以上です。

○（委員） 了解しました。

○（会長） ほかに質疑ございませんか。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 一点だけ補足させていただきたいと思います。資料要求なんですけれども、次回の審議会がこの案件でやれるかまだ未定なものですから、この案件で扱う直近の本審議会では資料要求ということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○（会長） ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

神山都市計画課長。

○（神山都市計画課長） 本日、机上にA4の用紙を配付させていただいております。

表題が「芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画の原案の説明会の開催について（情報提供）」というものでございます。

前回の当審議会で報告いたしましたとおり、昨年10月に、芋窪六丁目・上北台一丁目地区地区計画等の原案を作成し、縦覧及び説明会を開催したところでございます。昨年の10月の時点では、誘導容積型の地区計画として、都市計画原案を作成しておりましたが、この地区計画は容積率の最高限度を使用する際に、建築確認とは別に特定行政庁の認定が必要でございました。

ここで東京都と調整を重ねてまいりました結果、整備中の新青梅街道について、東京都が建築基準法上の道路としての指定を受ける申請の準備を開始しましたことから、容積率の最高限度を使用する場合に、特定行政庁の認定を必要としない、一般型の地区計画に原案を変更することとしております。

そこで、変更後の原案につきまして、改めて街づくり条例に基づき説明会を開催しますことを、委員の皆様へ情報提供させていただきます。

なお、変更後の原案の内容及び説明会の状況につきましては、後日改めまして当審議会において説明させていただく予定となっております。

事務連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（会長） 以上をもちまして、平成28年度第3回東大和市都市計画審議会を閉会といたします。お疲れさまでした。